

## 令和3年度 給与支払報告書の提出について

給与を支払った事業主（法人・個人問いません）は、給与支払報告書を毎年1月末までに、給与所得者の1月1日現在の住所地である市区町村へ提出することが法令により義務付けられています。（地方税法第317条の6）

給与支払報告書は、給与所得者にとって市・県民税の申告書に代わる重要な資料となりますので、必ず期限内にご提出ください。

### ○給与支払報告書を提出しなければならない事業主

令和2年1月1日から令和2年12月31日までの間に、給与の支払いをしたすべての事業主の方（法人・個人問いません）

### ○給与支払報告書の提出対象者

令和2年中に給与の支払いを受けたすべての従業員  
（事業専従者や役員、パート・アルバイトの方も含みます）

### ※特別徴収について

給与所得者の個人住民税は、特別徴収（給与から天引き）することが法令により義務付けられています。（地方税法第321条の4）

和歌山県内のすべての市町村と県では、すべての事業者の方にこの特別徴収を行っていただくための取組を推進しています。

次のa～dに該当する方については、特別徴収の対象外とすることができます。

a 退職者または給与支払報告書を提出した年の5月31日までの退職予定者

b 給与が少なく、個人住民税を特別徴収しきれない者

c 給与の支払期間が不定期（例：給与の支払いが毎月ではない）

d 他から支給される給与から個人住民税が特別徴収されている者（乙欄適用者）

該当者がいる場合は、給与支払報告書に普通徴収切替理由書（兼仕切紙）を添付して提出してください。（用紙は市役所でお求めください）

※確定申告時、支払先が不明な場合、支払った賃金を必要経費（雇人費等）に算入することはできません。

※個人事業主が提出する場合は、事業主ご本人様の「個人番号カード」または「個人番号通知カードと運転免許証など」の提示または添付（郵送でご提出される場合はコピーを同封してください。）が必要となります。

別添の「令和3年度給与支払報告書の記載方法及び注意事項」を参考に作成してください。用紙は市役所税務課及び税務署でお求めください。

お問い合わせ：有田市役所 税務課 市民税係 0737-83-1111（内線 373・233）

# 令和3年度(令和2年分) 給与支払報告書の記載例

③ 給与支払報告書(個人別明細書)

①

②

④

③

⑤

⑥

⑦

⑧

⑨

⑩

⑪

⑫

⑬

⑭

⑮

⑯

※		※ 種 別		※ 整理番号		※	
住所又は居所 有田市箕島〇〇番地		受給者番号 (個人番号) 123456789012		氏名 (フリガナ) アリダ タチオ		有田 太刀魚	
種 別	支払金額	給与所得控除後の金額 (調整控除後)	所得控除の額の合計額	源泉徴収額			
給料・賞与	6,847,500	5,062,750	4,669,846	0			
(源泉)控除対象配偶者の有無等	配偶者(特別控除)の有無等	控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く)		16歳未満の者の数	障害者の数 (本人を除く)		非居住者である親族の数
有 徒有	380,000	特 定 1 人 従人	其 他 1 人 従人	4 人 従人	5 人	特 別 1 人	其 他 1 人
社会保険料等の金額		生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額			
909,846		120,000	50,000	19,600			
(摘要) (1)有田五郎 (2)有田六郎(非居住者) (3)有田四季子(年少)							
新生命保険料の金額	180,000	旧生命保険料の金額	100,000	介護医療保険料の金額	90,000	新個人年金保険料の金額	360,000
旧個人年金保険料の金額	180,000	住 住		旧個人年金保険料の金額	11,500,000	増(特)	
205,000	24	1	10	9,000,000	176,460		
有田 蜜柑		配偶者の合計所得		100,000			
123456789013		有田 春子		123456789021			
有田 一郎		有田 夏子		123456789022			
123456789014		有田 秋子		123456789023			
有田 次郎		有田 冬子		123456789024			
123456789015		123456789025					
有田 三郎							
123456789016							
有田 四郎							
123456789017							
本人が障害者		中途退職		受給者生年月日			
特 別		就職 退職		昭和 38 年 1 月 1 日			
親と		2					
子と							
その他							
9876543210987							
和歌山県有田市箕島〇〇番地〇〇〇							
株式会社 美味しい蜜柑				0737-83-〇〇〇〇			

(摘要)に前職分の加算額、支払者等を記入してください。

「支払者」の欄に社印・代表者印等の押印をしないでください。

## 令和3年度給与支払報告書の記載方法及び注意事項

①給与の支払いを受ける者（以下、受給者といいます。）の令和3年1月1日現在の住所を記載してください。なお、令和2年中に退職された受給者については、退職時の住所を記載してください。

②受給者の個人番号（マイナンバー） 12桁、氏名及びフリガナを記載してください。

③「種別」～「生命保険料の金額の内訳」は所得税の源泉徴収簿等より正確に転記してください。「（源泉）控除対象配偶者の有無等（ある場合は該当欄に○印、ない場合は未記入）」、「控除対象扶養親族の数」及び「障害者の数」については、令和2年12月31日現在の状況を記載してください。このうち、非居住者である親族（国外居住親族）の数は別途記入してください。

④16歳未満の扶養親族の人数を記載してください。

※16歳未満の親族とは平成17年1月2日以降に生まれた人をいいます。

所得税と同じく、市県民税でも所得控除はありませんが、市県民税非課税判定に影響する場合がありますので、必ず正しい人数を記載してください。

⑤「住宅借入金等特別控除の額の内訳」は所得税の源泉徴収簿より正確に転記してください。詳しくは税務署または市役所にお問い合わせください。

⑥（源泉）控除対象配偶者または配偶者特別控除の適用を受けた場合は、控除対象配偶者欄に対象者の氏名・フリガナ・個人番号（マイナンバー）を記載します。

配偶者特別控除の適用を受けた場合、配偶者の令和2年中の合計所得金額を記入してください。

⑦控除対象扶養親族及び16歳未満の扶養親族について、氏名・フリガナ・個人番号（マイナンバー）を記載します。

非居住者（国外居住親族）である場合は「区分」の欄に○印を記載してください。

⑧～⑪該当するものに○印をつけてください。

⑫摘要欄

・前職分の支払額を加算している場合は、支払額・社会保険料・源泉徴収税額・支払者等を記載してください。

・控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族が5人以上いる場合、5人目以降の扶養親族の氏名を記載します。氏名の前には括弧書きの数字を付し、「5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号」「5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号」欄に記載した個人番号（マイナンバー）との対応関係が分かるようにしてください。

・受給者の合計所得金額が1,000万円を超える場合、配偶者控除の適用はありませんが、同一生計配偶者が障害者、特別障害者または同居特別障害者に該当する場合は障害者控除が適用されます。同一生計配偶者の氏名及び同一生計配偶者である旨を記載してください。（例「氏名（同配）」）。※この場合「（源泉・特別）控除対象配偶者」の欄には記載しないようにご注意ください。

⑬基礎控除額が48万円の場合には何も記載せず空欄のままにしてください。

⑭令和2年中の途中で就職や退職をした場合、就職・退職の欄に○印をつけて、その年月日を記載してください。

⑮受給者の生年月日を記入してください。個人の特定に必要です。

⑯支払者の住所（居所）または所在地、氏名または名称、個人事業主の場合は個人番号（マイナンバー） 12桁、法人の場合は法人番号 13桁及び電話番号を記載してください。

※源泉控除対象配偶者とは、受給者（合計所得金額が900万円以下である人に限ります。）と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が95万円以下である人をいいます。

※同一生計配偶者とは、受給者と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が48万円以下である人をいいます。

※控除対象配偶者とは、同一生計配偶者のうち、合計所得金額が1,000万円以下である受給者の配偶者をいいます。

【参考：令和2年分以後の配偶者控除額及び配偶者特別控除額の一覧表】

		納税義務者の合計所得金額		
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1000万円以下
配偶者控除	配偶者の合計所得金額 48万円以下	38万円	26万円	13万円
	老人控除対象配偶者	48万円	32万円	16万円
配偶者特別控除	48万円超 95万円以下	38万円	26万円	13万円
	95万円超 100万円以下	36万円	24万円	12万円
	100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円
	105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円
	110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円
	115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円
	120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円
	125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円
	130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円
133万円超		0円		

源泉控除対象配偶者の範囲

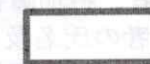


控除対象配偶者の範囲



		納税義務者の合計所得金額		
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1000万円以下
配偶者控除	配偶者の合計所得金額 48万円以下	33万円	22万円	11万円
	老人控除対象配偶者	38万円	26万円	13万円
配偶者特別控除	48万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円
	100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円
	105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円
	110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円
	115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円
	120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円
	125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円
	130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円
133万円超		0円		

控除対象配偶者の範囲



※納税義務者の合計所得金額が1,000万円を超える場合は、配偶者控除及び配偶者特別控除について適用はありません。（ただし、配偶者の合計所得金額が48万円以下であれば、「同一生計配偶者」とされ、扶養親族として取り扱い、障害者控除に該当される場合はその控除が適用されます。）